

知的障害者旅客運賃割引規則

規 程 (営) 第 17-4 号
制 定 平成 26 年 4 月 1 日
最終改正 令和 4 年 2 月 25 日

(適用範囲)

第 1 条 この規則は、知的障害者が、単独又は介護者と共に、千葉都市モノレール株式会社の経営する軌道（以下「会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

第 2 条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

(注 1) 療育手帳の様式は、次のとおりである。

(1) 事務次官通知により示された様式

(表紙)

療 育 手 帳

〇〇〇県(市)

(1ページ)

写真(縦4cm
横3cmで脱帽
して上半身を
写したもの)

第 号

平成 年 月 日交付

氏 名

〔 明治
大正
昭和
平成 年 月 日生 〕

〇〇〇県(市) 印

— (1) —

(大きさは、日本工業規格 B 列 7 番とする。)

(2ページ)

本人			
性別	住所		
男 女			
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		第一種、第二種知的障害者	
保護者			
氏名	続柄	職業	電話
住所			

— (2) —

(17ページ)

5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。

6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。

7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。

— (17) —

(3～16 ページ省略)

(2) 「カード型療育手帳の仕様について」(平成 27 年 11 月 18 日厚生労働省社会・援護局傷害保健福祉部企画課事務連絡) により示された様式

(表面) ※裏面は無地(証明等の押印欄)

療育手帳		〇〇県(市)第	号
交付		再交付	
氏名	生 性別	写真 2.7 × 2cm	
住所	続柄		
保護者氏名	住所		
障害の程度(総合判定)		公印 1.2× 1.2cm	
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額			
航空割引			
判定年月日			
判定機関		〇〇県(市)	
合併障害		身体障害 級	
次の判定年月			

(サイズ(縦 5.4cm×横 8.5 cm))

(注 2) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和 4 年 1 月 18 日国鉄事第 602 号国土交通省鉄道局長通知) によるものは、第 7 条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第 10 条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、注 1 に掲げる様式による療育手帳に代わるものとする事ができる。

2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分する。

(1)「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれより重度の者をいう。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者。

(注) 日常生活において常時介護を要する程度の者とは、次のいずれかに該当する者

であることとされている。

・日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者。

・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行動を有し、常時注意と指導を必要とする者。

イ 肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者。

(注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当する者とされている。

(2)「第2種知的障害者」とは、前各号以外の者をいう。

3 第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

第3条 知的障害者が、第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者を付けることができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、知的障害者と同一の種類、乗車区間及び有効期間の乗車券を知的障害者の乗車券と同時に購入する場合に限る。

(割引乗車券の種類)

第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 知的障害者が単独で乗車する場合又は第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。

(2) 回数乗車券 12才以上の知的障害者が単独で乗車場合又は第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。ただし、小児用回数乗車券については、割引の取扱いはしない。

(3) 定期乗車券 知的障害者が単独で乗車場合又は第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者と共に乗車場合場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前各項の規定により、知的障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱い区間)

第5条 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱い区間は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 普通乗車券は、当社線の各駅相互間とする。

(2) 回数乗車券は、当社線の各駅相互間とする。

(3) 定期乗車券は、当社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が単独若しくは12才以上の第2種知的障害者が介護者と共に乗車する場合は、当社線の各駅相互間のみを取扱い区間とする。

(割引率)

第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、前条第2項に定めた乗車券のうち、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、知的障害者手帳を発売箇所に呈示し、必要な乗車券の購入申込みをしなければならない。

2 前項に規定するところによる購入の申込みを、係員の常駐しない駅で行う場合、各駅に備え付けの通信設備により、応答した係員に購入の旨を申し出なければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者と、その介護者とが、同一の電車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の払い戻し)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券の払い戻しは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券を共に行う場合に限って取扱う。

(療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者又はその介護者は、乗車中は、知的障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業規則（昭和63年2月25日千葉都市モノレール株式会社規程（営）第17号）に定めるところによる。

(乗車券の発売方)

第12条 知的障害者が知的障害者療育手帳を呈示し、乗車券の購入を申し出たときは、次の各号により取扱う。



(1) 普通乗車券、回数乗車券は「自動券売機」により発売する。

(2) 定期乗車券は「定期券発行機」により発売する。

2 前項第1号に定める乗車券の購入みを、係員の常駐しない駅で行う場合、あらかじめ電話又は各駅の連絡装置により、係員に購入の旨を申告し、その指示を受けなければならない。

(割引乗車券の様式)

第13条 前条の規定により発売する割引乗車券は、乗車券表面に次に定める割引の表示をする。

番号	印章	内 容
1		知的障害者に対する定期乗車券を発売する場合。
2		知的障害者の介護者に対する定期乗車券を発売する場合。

3	特割	知的障害者またはその介護者に対する定期乗車券を発売する場合であって、当該旅客が小児である場合。(この場合、上記1、2の印章は表示しない。)
4	小・割	割引普通乗車券または回数乗車券を発売する場合。